

新米原市のまちづくり基本条例をつくる会レポート：12

2005.12.5 19:00 第12回新米原市のまちづくり条例をつくる会開催

“第12回新米原市のまちづくり基本条例をつくる会”を、米原市役所米原庁舎2A会議室で開催しました。今回は、前回グループワーク発表と条例試案を受けてのグループワークの発表と、前文起草委員会で検討された前文案の議論を行いました。条例の項目・前文について活発な意見が出され、次回引き続き検討が行われることになりました。



第13回基本条例をつくる会の様子

当日は、以下の日程で会議が進められました。

[会議日程]

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 協議事項
講師：龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏
 - (1) グループワーク発表
 - (2) 条例案について
 - (3) 条例前文について
4. 閉会

[議事内容]

1. 開会 (事務局)

2. 会長挨拶 (会長)

皆さん今晚は。前回、富野先生から基本条例の試案をご提示・ご説明いただきまして、案を踏まえてグループワークを行っていただいた協議結果を発表いただきまして、そして前文の起草委員会を12月2日に行いましたのでその案をご検討いただくということになります。今晚の会は基本条例の項目や前文の大枠における最終検討になると、そういうことで進めたい。第1回の会合の時に富野先生からご講義をいただいている内容をもう一回見直してみたのですが、その中で先生が幾つか大切な事を言っておられます。まず一つ私の心に残っているのは、この条例をつくることは強制力を持つものであると、50年100年のまちの方針をつくると。それに関わっている委員の我々は重要な仕事に関わっている、そのことを認識して欲しいというようなことを仰っています。それから二つ目に、新しいまちづくりを行うにはレベルの高いまちにステップアップすることであると、そしてこれからは行政と市民が一丸となって頑張ることが必要であると。この基本条例をつくることにより新しい歴史をつくることになる、そういうことをご指導いただいています。もう一つ、自分達が本当に大事だと思うことをまず出していき、腹の底から納得できるものをつくってみることに始めることが必要である、ということをお仰っていることが私は心に染みているわけですが、この会の原点はここにあるのではないかなとそういう風に思っている次第です。今晚この原点をもう一度腹の底におきながら、委員のみなさんに忌憚りの無い、そして悔いの無いご意見を出していただいて条例項目や前文を検討いただきますようお願い致します。今晚も富野先生には大変お忙しい中、しかも夜分ご指導にお越しいただいております。どうかよろしくご指導していただくことをお願いし、最初の挨拶といたします。

3. 協議事項

アドバイザー：龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏

(富野教授) 今、会長さんの方からお話がありましたように大詰めの段階でございます。今日、皆様のご発言をいただいて全体の取り纏めを行いたいと思っておりますけれども、大事なところですので議論が残るようございましたらもう1回やってもいいということで議論を尽していきたいと思っております。皆さんにお配りした資料の中に、前文の起草委員会の案というものがあります。これは、今までの議論を踏まえたうえで前文案を作ったものです。これを最初に議論をしていると時間が延びてしまうかもしれません。これ自体が非常に重要なものですので、是非ともこれに時間をかけて議論をさせていただきたいと思っております。先にご検討いただいたグループ毎の内容を話していただいて、その間に前文のほうも多少なりとも時間を使って読んでいただいて、最後にまとめていくというような作業にしていきたいと思っております。

今回の会議で、大筋はまとめられるように是非ご協力をいただければと思います。それではグループ毎にご意見を発表いただいて、それからお話をしていきたいと思えます。それでは 班からお願いします。

【 班発表】 それでは、 班の方からグループワーキングの報告を始めます。

この富野先生の試案やまた各グループがお出しいただいております素案の方を基に通り読み合いをしまして、その中で規定あるいは文言として不足しているのではないかと、また解釈がもうすこしキチツとしなくてはいけないんじゃないかというところを主立って話をさせていただきました。

まず一点目ですけれども、これは理念・総則の辺りで必要なという風なところですが、ご存知のとおり米原市は滋賀県下でも外国人比率が非常に高い地域でもあります。国際化も進んできておりますけれども、世界的な視野・グローバルな視点・急速に進む国際化という風なところについての記述を少し含めておく必要があるのではないかなというところがありまして。ちなみに国際化と国際交流の正しい解釈と使い分けのところ、これはまた先生からもご教授していただきたいのですが、これは私の勝手な受け売りで、乱暴な言い方をしますと、ほっておいても進むのが国際化、政策・施策として外国人労働者を招き入れている訳ではないが自然と外国人が増えてきていると。また国際交流につきましては、こういう現状をキチツと捉えて団体の活動あるいは行政として主体的に取り組まなくては方向性が逸れてくるというようなところがございますので、この文言を入れるのであればそういった事の解釈も必要でないかと思われま。

持続的発展というのが今回の条例の中に大きな柱の言葉として出てきているわけですが、これに対して生涯教育の充実あるいは教育の充実ということが不可欠になりますし、米原市の文化というものが向上していかななくてはならない、そういったところの書き込みが少し不足しているのかなと。やはり基本条例の中で文化というものをキチツと抑える必要があるのではないかという論議がなされております。

また、これも前文等にうまく押さえていただいているようですが、この自然環境・地理的環境の資源が豊富でありますので、こういった保護活動にも行政のみならず住民さん側からもかなり深い活動が必要かなと、こういうものを次代に継承するためにも基本条例中にも深い記述が求められているという判断もしております。

この自治基本条例については、50年後も大きな柱として米原市が米原市として成り立つための基礎となる条例という風なところでもあります。こういった中で米原市の将来展望が住民自治体のみならず米原市そのものが自立のまちとなっていないとはなりませんし、よく言われるオンリーワンのまちとして成り立っていく視点が重要と。50年後米原市は滋賀県を代表する・この地域を代表する市になっていくという願いも含めまして、こういったところを触れる必要があるのかなと。

また条例の最高法規性の件ですけども、他の条例には無い自治基本条例推進委員会の設置によりましてより現実的な運用ができるという風なことは良く理解できるのですが、条文あるいは時代を反映していない文言が残ってきますとやはり最高法規としては苦しい部分が出てきますので、他市町村ではありますけど不断の見直しであるとか、何年には見直しを図るとかという条文が必要ではないかという話も出ております。

章立てにつきましては、ほぼこの章立てでこの会の想いをうまく反映させていただいておりますけれど、議会の扱いにつきまして市の執行機関の中という位置づけで章立てされています。ただ議会については住民の代表・市全体の政策論議の場という位置付けが本意であり、市全体を見据えてキチッと議会が将来を見通せるような責任を持っていただきたいというようなところで、議会は一つ分けてはどうかなあと。ただこれについては章立て全体の構成もありますし、議会そのものの責務等々を押さえてありますので、他のグループの皆さんあるいは先生の解釈をご教授いただければというようなところが意見として出ております。

以上簡単ではございますが 班の論議の内容でございます。

(富野教授) 国際化のことですけども、一つは基本原則のところ第3章の多様性の尊重の部分で人種というのをわざわざ入れたんですね。これは要するに、国籍が色々な方がいらっしゃるということを踏まえて、まずは人種交流をしなくてはというところで。もし入れるとしたら、実は国際化と国際交流というのは非常に狭い言葉なんです。ですからもし入れるとしたら“国際化のための開かれた地域社会をつくる”とかそういう方が記述としてはいいかもしれない。一般的に国際環境というのは四つあると言われていて、一つ目は国際交流、二つ目は国際協力、三つ目は自治体の国際ネットワーク、四つ目は内輪の国際化という問題、これは地域社会の問題です。この4つを含めて“国際化に開かれる地域社会”と言われることが最近良くされていますので、そういう書き方もあるのかなと、これは感想だけで具体的な議論は別です。それから文化・教育についての記述は、特にこの地域は社会教育とか同和教育ということで精神的なことをやっていらしたと聞いていますので、確かにそうだろうと思います。これについては具体的に議論をしていかななくてはならないと思います。

それから資源の保護およびそれに関する保護活動の具体的記述で、これについてできれば皆さんの方から何項目か具体的な提案があればありがたいと思います。それから自主自立することは、実は総則に書いてあるつもりなんです。そこにこれを入れたのは、これは全体で一番大事なところなんです。この条例はそもそもがまちづくりの基本が書いてあるところが総則ですので、そこに全部の網掛けとして自立の部分を自主自立ということで入れてありますので、むしろ具体的な個別な項目に移してしまいますと返って弱くなるのかなという感じがしないでもありません。

でも具体的に書いた方がよろしいということであれば、もちろんどこかに書き込むこと自体は問題ではありません。

それから見直し条項ですけども、後から気がつきましてちょっと修正部分を入れたところがあります。ということで、この部分ご指摘のとおりです。

議会については、国の議会制民主主義の仕組みと国権の最高機関という議会と、それと地方自治体の場合は二元代表制ということで議会と執行機関とは対等の立場ということになっているんですね。そうすると議会だけを別立ての章にすることは果たして好ましいのかということです。憲法的な位置づけの問題が実はありまして、これはもちろんこの市においては議会が一番大事なんだということであれば、構成自体は条例ですから構いませんけれども、基本的には国とは違う位置付けになっていますので、このあたりは議論をしていただきながら最終的に決めていただければと。

どうもありがとうございました。それでは 班お願いします。

- 【 班発表】 それでは 班の検討内容について報告をさせていただきます。富野先生の方からも試案をいただいておりますので、そのことと我々が検討した内容を合わせながらどうしたらいいのか検討を行いました。

都市経営の原則については、富野先生の方でまとめていただいていることをほぼこのような形でまとめていますが、中身については変えているところもございます。やはり地方自治法に実在する一番大きな“福祉の増進”ということでもありますので、その文言を入れるべきではないかということで「米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を行い、福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。」という押さえ方をさせていただきました。それから 2 項につきましては先生の方からお示ししていただいたようなことで、我々もいいのではないかとということでまとめをしております。それから 3 項では説明責任について書く必要がありますので、このところについてしっかりと市が「政策の立案から実施および評価に至るまでの過程において、市政について市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。」これは、私どもは基本条例の基本であると押さえをさせていただきました。

それから倫理規範の確立の話ですが、多くの自治条例にあまり例を見ないので、やはり入れておいた方がいいのではないかと考えておりました。先生の案をたたき台にしながらこのことを整理させていただきました。1 項については全く同じ事を先生の試案のとおりまとめております。ただ 2 項について問題は、「市は、議員、執行機関および職員が職務上受けた不当な要求を排除するために、組織的に対応しなくてはならない。」ということを書いても、規則なり個別の条例をつくらなるとなかなか機能しないのではないかと。その辺のところをしっかりと、今後これを答申する時にそのようなことを具体的に要望するというをやっていかないと

と書いただけに終わってしまう可能性があると思います。それから3番目のことですが、「職員は、議員または上司から職務上」先生の案では「違法または不当な要求を受けた場合」という風になっておりましたが、“明らかに”というところを入れております。特に判例があるものについてはしっかりしているわけですが、行政実例については変わる可能性もあるわけですから、その職員がそのことについてキチツとしたことを知っているのであれば変わるということもあり得る話ですから、これは「明らかに違法または不当な要求」とした方がベターではないかなと考えてこのようにしております。

それから試案の中では、議会のことについては一つの中で案を示していただきました。これについてかなり議論をしたわけですが、議会の責務と議員の責務ということと一緒にすることはやや問題があるのではないかということで、二つに分けたいということで条を分けました。一つは「議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているか執行機関を監視し、牽制する機能を果たさなければならない。」当たり前のようなことでありますが、ややもすると車の両輪という名のもとに市長のやったことをそのまま追認してしまうということが無きにしも非ずですので、やはり議会としての一番大切なことはチェック・監視としての役割を果たすということをおこなう方が良いのではないかと思うわけです。それから「議会は会議を公開するとともに、」この開かれた議会運営をということは、確かに今でも議会の本会議につきましてはあらゆる方法で傍聴したり色んなことがあります。本来委員会の審査についても、人数には限りがあると思いますが公開原則でやってもらうことがこれからの民主的なやり方であろうということをおこなうことで、この項目をこのような形にしたらどうかと思っているわけです。それから、3項についてこういう形を出すべきではないか、そして最終的に議会の中で色々議論されていく訳ですが、自らの権能および責務に関する基本的な条項を定め、市民に対し議会の役割を明確にするということをおこなう必要があるのではないかという風に思います。

それから議員の責務であります。「自己研鑽に努め、品位および名誉を保持し、」という当たり前のようですがこれが全国でしばしば問題になるわけですね、こういう風になっていない。そして市民全体の利益を行動の指針とするという、このことを議員さんに自覚してもらう、このことは条例の中にキチツとすると、そのことを踏まえて実行しますということが大切ではないかと思うわけです。それから議会が議会便りを出してそれで情報公開をしたということではまずいわけでありまして、個々の議員さんが議会活動に関する情報をその責任で流す、ということを入れていく必要があると思うわけです。そして3番目を特に我々は重視するのですが、当然議員には議案の提出権があるわけですから、これを積極的に活用するようにして議会の活性化を図ってもらう、このことを入れたいという風に思いました。

それから市長のところについても、結構細かなことを書いています。それは「市長は、米原市の代表者として主権者である住民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり、公正かつ誠実に市政の執行にあたり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。」と、これは基本的なことを書いておられますのと、先生が都市経営の原則の中に入れていただきました市長の責務の中に2項として入れました。その中で先生が書かれているのに少し加えていますのは“市長は市政方針を明らかにする”それには市民の意向を掌握するということが大変大切ではないか、もっと住民対話をしてそのことを踏まえてやってもらうということをキチッと位置づけていくこと。そして議会の中では、それが出来ていないではないかとか、どうなっているのかとか絶えず議論できるような形の中で入れておく必要があるのではないかと。これは議論になったのですが、予算編成過程における公開と市民参加というのはなかなか厳しい話ではあると思いますが、このことはこれから大変大切なことだと我々も思っておりますので、これは敢えてこのように入れてあります。

それから市長部局以外の執行機関の責務という、今度の中央での話を聞いていると教育委員会部局は設けなくても良いというような議論があるようですが、しかし現行の法律からするとそれはそれとしてあるわけですから、市長と同じように責務を負うということを条文の中で入れる必要があるのではないかと思います。そして執行機関同士の協力・連携というものをしっかりと入れるということにさせていただきました。

それから職員の責務と権利について、この辺のところについては少し先生の表現と変わっておりますのは、市民本位の立場に立つということ、それから協働の視点を持ってことにあたるということを前面に打ち出しながら進めた方が良いのではないかと、というように改めさせていただきました。2項については、これは当たり前前のことを書いているわけですがこのようにまとめさせていただきました。

この他議論した中に、市という定義をした中に市長と議会というものを位置づけたらそれで良いのではないかと、むしろその方が自然ではないかというような感じでまとめているということをご報告申し上げます。それとその他の中で、市民の定義の中に“市内で働く者および学ぶ者”というものを入れる必要があるのではないかと。これは参画いただいているものが沢山あるわけですから、この中に入れる必要があるのではないかと。それから5章の15条のところではありますが、市民の定義の中に今言いました働く者および学ぶ者というものを入れてもらいますと、市民投票の権利をその人まで与えることとなりますので、市に住所を有する、そして私は満18歳以上の市民にそのことを与えたらどうか、諸外国の例から言うと18歳というのは世界の主流になっているように私自身は思いますので、そのようにしたら良いのではないかと思うわけです。以上です。

(富野教授) ありがとうございます。仰るとおりのことばかりで、具体的になかなかうまく表

現できなかったとされているところがありましたので、意見をいただけてありがたいなと思っています。一つは、試案の方の市の責務のところの説明責任のところですけれども、説明責任という言葉は30年後とか40年後どうなっているとかということがあったものですから、説明責任という言葉を使わないで、もう少し一般的に情報の開示とかそういうようなところにすれば良いかなと。これはもちろん今我々が読んでいるわけですから、説明責任というのは分かりやすいのでご提案のとおりで良いかなと思います。それから、職員の不当要求に関して、“明らか”にと言うところがもしかしたら問題になるかもしれないということがあるんですけど。“明らかに”と書くと、職員がこれどうかなあと思った時に行動がとれなくなってしまうという感じがある。そこら辺がなかなか難しいところで、“明らかに不当である”ということは誰からみてもそうだという場合で、新しい事態に対してこれまずいよねっていうことがあるわけで。“明らかに”にするかどうかというところは行政の姿勢の問題もありますので、少し議論をした方がいいのかもしいかなと思いました。

それから議員の責務のところ、市民に対して説明するということですが、これは説明するだけでいいのだろうかと言うことがあって、市民が求めた場合それに応じなければならないということが議員に対してもあってもいいのかなと思ったりも、別にこれは基本的には説明責任の問題ですからそれでよろしいかと思いますが、もう少し整理する要素はあるかもしれないと思いました。

それから最後のご意見のところですが、市民の用語の定義なんですが、仰るとおりここで市民として入れたのは非常にはっきりクリアに定義できる部分で入れたんですね。これは先程仰ったように要は権利関係を考える時に市民という言葉を使いたいものですから、住民という言葉を使っている部分と市民という言葉を使い分けしているわけですね。そここのところをクリアにするにはどうすれば良いか色々考えた訳ですけども、それに関して利害関係を持った者というひとつの表現を使って、要するに市民とか住民とか明確に定義する部分と、市に関心を持ってくださったり・協力してくださったりあるいは市内で色々な利害関係を持っている方々についてどこまでカバーできるかというのを決めるのもひとつ良いのではないかと、市民を包括するのはなかなか実はやってみると難しかったんですね。そういう訳で、利害関係というカテゴリーもつくることはもしかしたらいいのかもしれないなと思っています。もちろん市民ということで入れるとしたら、キチッと分けられるような使い方をするという前提でないといけません。そういうことで市民投票のことなんですが、実は市民投票についてかなり緩く書きました、この要件はかなり緩いと思います。ですから仰ったように年齢とか国籍の問題とか色々な要件をどうするかということは個別条例に委任してしまったということなんですね。それは何故かって言うことがありまして、私は多分何十年間で市民投票に対する考え方は変わってきているだろうと思っています。例えば仰ったように18歳なんて当然になるんじや

ないかと思うんですね。問題は、もしかしたらテーマによっては色々な年齢のバリエーションもあり得るし、利害関係者を含めた色々な投票もあり得るのではないかなという気がしているんです。ただし、これは不断の改訂というんですか・いつもチェックして、時代に合わせて改訂することが前提になっていれば、あんまりそこまで気にすることでは無い訳ですので、要するに最高法規性との関係でかなり硬い条例として運用していくということとして、市民規定を少し緩めに書こうと。それから軟らかい最高法規ですね、要するに基本的な条例として考えるのであれば少し現代的な今の要求に応えられるような規定の仕方をする、例えば18歳以上とか不当要求とかもありえるだろうなあと思います。ですからそれは皆さんの条例を基本的にどういうものとして考えているかによると思いますし、そのあたりはこれから議論していただくことかなと思っています。

どうもありがとうございました。では 班の方をお願いします。

【 班発表】 第 グループにつきましては、今回の話し合いは表現上気になる部分の修正なりグループの中で加筆すべき部分があったらそれを話し合おうというスタンスで協議をさせていただきました。まとめの構成は、Aが今回の先生がおつくりいただきました条例試案に修正なり追記をしていくもの、Bは直接試案には影響しないけれどもグループの皆様で話し合っただけこれは良い議論をしたという部分で、それもあわせて掲載させていただきました。

まずAの方ですが、条例試案に対する修正・追記です。

(1) 第1章総則で文中に自主自立という言葉がありますけれども、この自主自立というものを更に意識を高揚させるような啓蒙・啓発を行う旨をなんとか条例の中に表現化できないかというご意見がありました。何故かと言うことですが、従来行政のあり方なりまた住民の関わりにおける体質としても、行政主導であったり・受身的であったりまた依存的な体質があまりにも根強すぎる。職員・住民の意識の変革が進むには、相当な努力をしないと変わらないのではないかという意見をいただきました。ただ条文として表現しないのであれば、条例の解説文の中で具体的に明記していくという手立てもあるのではないかとご意見をいただいております。

(2) 第2章用語の定義に、8番目として“都市経営”を含めるべきではないかというご意見でございます。それは何故かということですが、まず都市経営という言葉が一般的に聞きなれない言葉ではないだろうかということをご指摘いただいております。話し合いの中で出ていた協議経過ということですが、経営というからにはシステムづくりが必要である。仕事の枠組み・仕組みを変えねばならない。行政組織は縦割りがあまりにも強すぎる。今後、縦割りは縦割りとしながらも横のつながりネットワークをどうするかが肝要である。民間出身の方もおられますのでそういった方からは、行政は前年踏襲型の経営である。民間は年度が変われば、基本的にゼロベースに戻って構築していくんだ、この点が行政と民間は大きく

違うんだということでございます。また行政は当然といえば当然なんですが、営利活動ではないためどうしても歳出しか見ていないという側面があります。今後は歳出という面も効果的に行いながら、歳入という部分をどうするのかというマネジメントという部分をどうするのか、それが条例の中にも謳われている持続的発展にも繋がっていくだろうというご意見です。また、人材育成ということも経営の中に含まれるんでしょうけども、民間でもそうかもしれませんが、将来取締役になられるような幹部候補生といわれるような方であれば色々な幅広い経験をしていくことも経営者として求められる資質でありますので、そういったゼネラリスト育成なら分かるが、ただ色んなところを転々と代わっていただくだけの悪い意味でのゼネラリストは今後行政においてもつくるべきではない。民間同様、計画的なスペシャリストの育成ということをしていかなければ、専門性を持った行政運営というのはできないだろうということでもご意見をいただいております。

(3)第3章住民主権と役割分担と協働については、もっと議論を行うべきではないか。および第6章(5)職員の責務および権利についても、更に表現を見直すべきではないかということでございます。何故かという、自己防衛のため法令なり条例を盾にとって法令を守ることに汲々としている、そういったことはいかんと。住民に主権があり、その奉仕者である意識を徹底し、市民のサービスを向上する意識で職務に当たってもらわなければならないということを厳しく指摘をいただいております。そういった点で住民主権・役割分担・協働・職員の責務および権利という中で、具体的にそういうことを謳うことはできないかというご意見でありました。

(4)第6章市の責務(1)都市経営の原則の3番目の 文中「予算編成過程における公開と市民参加を推進するものとする」については「推進に努める」に修正するべきでないかというご意見でありました。これは何故かと言いますと、予算編成過程における各セクション・部なり課での調整という作業がございますし、そのまとめられたものをもって財政当局側と原課との査定協議があるわけですが、その時に従来のやり方に戻ってしまえというような後退的意思ではなくて、やむを得ず職員の裁量において纏め上げざるを得ないこともあろうかと思っております。過去の経緯・現在の状況また将来の情勢ということを見合わせて、また特殊な個別的な要因も勘案しながらやっていかなければならないという特殊な事情もあろうかと思っております。そうした過程も全て白日の下に晒すことによって、場合によっては予算編成が頓挫し、行政運営が停滞してしまう危険性が無きにしも非ずかもしれません。編成過程において住民参画は今後推進すべきだが、公開については一定のルール線引きが必要でないかというご意見でした。

(5)第6章市の責務(2)倫理規範の確立の1番目の 文中「法令を自らの解釈に基づいて運用しなければならない」については表現を見直すべきということでございます。何故かと言いますと、住民へのサービスのために柔軟で弾力的な運用を心が

けるという点は正にそのとおりと思っています。だが、この表現のままでは職員個人の恣意的な解釈によって、法令を場合によっては誤認または拡大解釈してしまう恐れがあるからです。

(6)第 8 章市民の地域自治活動(1)市民自治組織における市民自治組織の考え方について議論を行うべきではないかというようなことでございます。何故かということですが、ある委員さんから“以前自治会も NPO も同じ市民自治組織”というようなことを富野先生が仰っていたが、その扱いについては反対だということをお仰りいただいています。集落毎の自治会が一番身近な自治組織であり、活動には強制力も伴いつつ構成員が結(ゆい)として相互扶助で機能するもの。NPO はある程度特定の目的の実現のため有志の方々が活動するものでありますから、両者が全く同じ組織というのは矛盾があるだろうと。市民自治組織について考え方をもう少し深めておくべきでないかというようなご意見を頂戴しております。この関連する協議経過の中で、位置づけは自治会または NPO は確かに異なるように思われます。しかし、自治会の地域活動なり地域課題解決活動については、今後少子化や高齢化という自治会の内部要因や行政の財政や組織機構の縮小化・スリム化によりなかなか十分にサービスが提供できないという風なことから、そうした意味でなかなか地域活動が機能しないことも予想がされています。そうした部分を今後 NPO が担うことも想定されますので、確かに位置付けというものは違いますが、役割や機能は相互に補完し合うのではないだろうかという部分も意見としてありました。

(7)第 8 章市民の地域自治活動(2)地域審議会は名称ですけれども、地域協議会という表現が文字的にも目指す内容からも適当ではないかというご意見でございました。何故かということですが、合併によって自分がどこに所属しているのかという地域に対する意識が希薄化してしまっているという風なことでございます。従来、山東なら山東町、伊吹なら伊吹町、別にそれに固執しているということではないと思うのですが、ただ地域を愛するという郷土愛とかあるいは地域において今日まで築いてこられたような歴史的・地形的こういった様々な特色がなくなってしまうということに対して不安を感じざるを得ないということだろうと思います。地域の特色を形成していくために、また地域特有の課題を解決するためには、自治会を束ねた一定の区域を単位とした集合組織で議論することが必要であり、具体的に仰っていただいているのは例えば旧山東町区域であればそれぞれの山東町の各自治会の区長さんや地域の代表者の方々が集まっていただいて、また行政と一緒にやりながらそれを話し合ってもらいたいようなものを組織することが必要であるということをお仰りいただいています。それで地域審議会という名称が、合併特例法による地域審議会・特定課題に関する市長の諮問機関というような意味合いで地域審議会というのは法令ではかかれていますので、この地域審議会と誤解を招いてしまうような部分もあると思いますので、地域協議会という表現が適切ではないのかなとい

う風なご意見をいただいております。

次にBに移りますが、条文には直接関係はございませんが、こんな意見があったということをご紹介させていただきたいと思っております。

(1)公務員の能力評価を条例中に盛り込むべきではないかという話もありましたが、これは中止になりました。これは、現行完全年功序列型の昇任制度・昇給制度であり、評価は殆どなされない。意欲的な職員が開拓した職務についてもただ個人の責任として遂行するだけとなってしまう、その後の頑張った個人に対する評価についても殆どされない。こういう現状では、別にしてもしなくても変わらないであろうという事なかれ主義を蔓延させるだけであって、職場としての機能向上は不可能であると。今後明確な能力人事評価システムの構築を、この条例の中でも謳うべきではないかというようなご意見をいただいております。ただこれにつきましては、総務省でも公務員制度改革が進展している状況にあり、制度改革に伴う関連法案創設や地方公務員法改正といった上位法令で明確化していくため、条例化においては必要ないと判断をされました。

(2)第5章市民及び事業者等の権利と責務(3)市民投票において、市民投票結果を“尊重する”ように表現すべきではないかというご意見がありましたが、これも中止となりました。市民投票による住民総意が明確化されるのは良いことだが、これが本当に市制に反映されなければ意味が無い。“尊重する”という一文を入れるべきではないかというご意見もありました。これについては、この条文は市民としての権利を表現したものであり、この取扱いについてまでは具体的に表現する必要は無いと判断をされました。

(3)情報という言葉は重要なキーワードである。この試案では、情報という言葉についての記載が少ないように思われるとのこともありましたが、別に増やさなくても構わないだろうということで見送りになりました。第3章(6)情報の共有、また第5章(1)知る権利でも「情報」について触れられております。また、先生試案の第7章(2)情報の提供では、かなり行政に情報を提供することに対する義務付けを明文化していただいております。そういった面においては、この3つの部分を持って条文についてキチッと表現化されていると判断しまして問題は無いだろうということになりました。

最後に第 グループとしましては、特にこれをとということで挙げるのであれば“都市経営”と“市民自治活動”をとりわけ大事にした条例ということで進めて行きたいという風な議論をしていただきました。以上です。

(富野教授) 非常にいい議論をしていただいております。用語の定義に都市経営を含めるかどうかについても皆さんの方で議論していただいて、逆にあまり定義にしてしまうと少し固まり過ぎちゃうかなという心配がないわけではないんですけども、そこら辺は議論をしていただきたいと思います。それから市民自治組織に

については、これはこの地域は確かにそういう議論が出てくると思いますね。ここは皆さんの方でこの報告どおりお願いすべきところがございます、地域の実情に合わせたあり方という議論が出てくる可能性のある中で起こせるようにしなければと思います。地域審議会について、逆に私は法的な位置づけを明確にした方がいいかなということ、それは何故かという包括的な予算を含めて包括的な運用をするとしたらこういうものでないと難しいかもしれないということがあったんですね。ですから協議会というのは、別にその分の意思決定を含めた形で包括的な委託をするような地域のあり方を考えるのであればこの審議会を載せてもいいかなと。そういうことで出来る規定として置いたつもりです。地域協議会ということにして、その中に地域審議会的な要素を条例として入れていくこともあり得るのかなと。

それからBの意見はなかなか面白くて、公務員の能力評価、これは正にこれからの議論でありますし、地域社会の公務員の信頼性の問題ですね・制度の信頼性の問題に関わって重要な問題ですので、中止とありますので取り上げないのですけども、確かに重要な議論をしていただいたと思います。それから市民投票については、尊重規定は入れてもいいとは思いますが。これは条例の中で住民投票をどの程度硬い表現にするか、レベルの問題ですね。尊重するという規定を入れるとかなり色んな反感が出てくる可能性が無いわけではないということで、私は一番緩い表現にしましたので、これは皆さんの方の判断で入れた方がいいと、ここで担保したいということもあり得ますので、市民の権利ですけども権利をどれくらいまで受け止めるのかという表現の中であってても良いかもしれないですね。それから情報については仰るとおりかなり色んなところで制度化の面も含めて書き込んだつもりですが、こういう具体的な制度が出来たり具体的な政策の・基本的な政策がコントロールされたり、そういうことをするわけです。ですから先程コンプライアンス・不当要求の問題でもそうですけども、書き込むということは推進委員会でこれは具体的にどういう制度をつくったのかということをお皆さんがチェックできるようになっているんですね。ですからたぶんご理解頂けるとは思いますけども、試案では制度化を前提として書き込んである部分もあります。正に知る権利で、条例に関して制度化を盛り込んで具体的なこういうことを聞いて欲しいと思うことを制度までいけるような書き込み方をしてある部分もありますので、その辺りを皆さんも読み込みながらやっていただければありがたいなあと思います。

どうもありがとうございました。第 班お願いします。

【 班発表】 第 班ですけれども、 班と同じで富野先生の試案を下に追加・整理したい項目について議論をさせていただきました。

まず総則でございますけども、“ 総則 ” という見出しになっていますけれども“ 目的 ” にするのかという議論も出まして、“ 趣旨 ” だとやっぱり弱いかなと、最後にわざわざ「市民の総意によって定める」という言葉が最後についていますので、そ

うということからいうとやっぱり総則なのかなという意見もございました。結果的には、“総則”と“用語”の定義を合わせて“目的”の方がはっきりするのではないかとの意見がございました。キーワードとして、この黒い四角[]の言葉が入らないかという議論がありまして役割分担・協働によるまちづくりとして進めるための人づくり、学びの部分というキーワードが入らないかなと、このことにつきまして下のはまちづくりの基本原則で使った方がいいのかなという意見もありました。

その次に用語の定義の中で、市民の定義ですけども、不在地主例えば土地・建物を所有しておられる方・開発業者・市内に勤務する人たち、こういった方たちを含めていく必要がないのかということです。事業者等ですけど、事業者と団体という書き方がされていますが、NPOとか団体はどうやって区別されるのか、おそらく団体の方に入るのでしょうか、これでいいのかということです。次に、協働・参画・責務・相互補完などの言葉はこの条例で使う意味合いの解釈が必要なのではないかと思います。

まちづくりの基本原則ですけども、補完性の原則につきましては相互補完の原則に則って進めることを基本としています。役割分担につきましては後で役割分担が出てくるんですけども、そのこと自体をそれぞれが認識しなければならないということがあります。そして協働及び参画の部分はそれぞれが相互理解と信頼関係という言葉を入れてはどうかということです。そしてもう一方では学習及び教育という風な表現をしているんですけども、まちづくりについては学びということが大切ではないかということで、まちづくりの主体ということで関わっていくということで生涯学習のまちづくりが盛んなまちにならなければいけないということで、併せましてまちづくりのキーワードということで入れていくということで。そして市民主体の政策を図っていかなくてはいけないという風なことでございます。

そして4章のまちづくりの役割分担と協働のところですけども、“事業者：まちづくりの利害関係者としての資源提供”と書いてありますが、これはいわゆる事業者として社会貢献をしていくという風な意味合いでございます。次の団体等の“等”はいらないのではないかとございまして。そして市民と市の役割分担というところは、非常に読めば読むほどうまく書いていて下さるなという感想でございましてけれども、ワーキングに参加していない人には分かりにくいのではないかとございまして、やはり注釈は必要ではないかというようなことでございます。

そして第5章のまちづくりへの関与でございまして、まちづくりへの参加・参画・協働について“市に求める”権利でなく・求めてくるものでもないということで、“する”権利に修正してはどうかということです。そして子ども・次世代の参画の権利および市民の責務ということで、あえて子どもとか大人のまちづくりの過程や参画を担保するんでしたらこういった文言を追加したらどうかということでございまして。そして市民の責務についてですけども、参画にあたっては自ら学び自

らの意見と行動に責任を持つようにというようなことで、言いつ放しとか口だけにならないようにこうしたことも追加してはどうかということです。事業者の責務ということで、市の方針に協力していただくこと、あるいは社会貢献というようなことで配慮できることがあるのではないかとということで、公益に配慮・地域との調和という言葉を入れてみたらどうかということです。

第6章で市の責務の中の職員の責務のところですけども、「職員は市民との協働のために必要な学習機会の提供に努めねばならない」というようなことを入れるということでございます。それぞれが進める施策とか事務事業等で、今出前講座というものを実施していますけども、そういった施策などについてやっていることを理解してもらって協働してもらって、そういったところを説明していく。そして市長の責務の中で持続可能な都市経営という文言がありますが、やはりこれも注釈が必要ではないかなということでもあります。

第7章で参加と参画ですけども、参加と参画については第5章で書いていただいていますので、いらないのではないかとということでございます。そして情報提供の部分で情報共有の原則というのがありますが、職員の責務の中で、この中で細かくあげたらよいかこの辺が難しく、ここでいくと一つの文言で終わっているんですけども、もうちょっと具体的な形で謳った方が良いのではないかとのご意見です。併せて情報収集とか確認についても何らかの形であげられたら良いのかなというところでございます。その次は、市民は、客観的な情報の収集と確認に努めなければならないということでもあります。これにつきましては、広報とかCATVで情報を市の方から提供していても知らんと言われる場合があります、そういうことからそういうものを積極的に読んでいただいて情報収集に努めていただくことも大切ではないかなということで意見が出ていました。

第8章の市民の地域自治活動で、地域審議会の名称でございます。前に私どものグループでは市民自治協議会というふうな名前をつけておりましたけども、自治会だけでは難しい課題とか自治会同士が連携した方がやりやすいこと、あるいは安上がりなこととかがこれから出てくるのかなということが想定できます。またここへ得意とする分野の任意団体やNPO等が連携していくという組織が出てくるのかなというイメージです。

第9章の他の公共機関との関係で、ここでは再度法令の自主解釈権を明記するかという議論がございました。前の項にも表現がありますけれども、ここで再度という意見もございました。

第10章の自治基本条例推進委員会ですけども、これにつきましてはこちらへんが上手く機能するかチェックするところで、これについては市民側も市側も議論が出てくると思いますので、ぜひ推進委員会で議論をやろうということでもあります。

第11章の最高規範ですけども、この部分は試案で出ていましたけれど“引き継

ぐ”という要素を是非入れたいということでした。

第12章の条例の改廃、これにつきましても結論は出ていませんが、条例に委任するのか、今決めておくのかという議論になりました。以上です。

(富野教授) ありがとうございます。

幾つか重要なご指摘がありまして、一つは条例の本文に書き込むのかそれとも解説の部分に書くのか、あるいは解釈・運用・指針という物をつくりますけどもその中に書き込むのか選別をしなくてはならない部分があるんですね、確かに。ですから全部定義づけをしていくと、きりが無いということで、じゃあ解釈・運用のところを書き込んで定義を明確にしていくこともあります。定義しなくてはならないこと全部を定義の項目に持っていくことは全体のバランスの問題もありますから、少し議論をしなくてはならない部分ですね。

それから提案の中で、情報については少しまとめて書いた方が、章立てした方がいいということですね。バラバラになっていますからそこをまとめて書いてですね、例えば情報の管理とか共有とかそういう形でまとめて章立てした方がいいのかもしれない、ということは確かにあると思います。

それから条例の改廃の問題ですけども、特別議決を要する場合には議決の内容についても手続きとして書いておく必要があると思いますが、そうでなければ議会の議決は当然あるわけですからそれはそれで書く必要はないだろうということでは書いていません。むしろそれ以外に特別な住民参加手続きを要するとか、ここでは推進委員会を設置したので推進委員会に諮問した上でやらなければならないとかそういうこともあり得ますから、そういうようなことを入れる認識ではあります。書いてはいけないという訳ではないので念のために、手続き全部を書いておくということもあり得ます。その選択がでできます。

第 班はどうでしょうか。

【 班発表】 第 班ですけども、こういう風な形で条例が出来ればよいなというところ、ご意見があった点をまとめてあります。

まず第2章ですけども、住民と市民の定義づけを分けることについて、法との整合性や第3章の住民主権との兼ね合いにこだわり過ぎではないかということでございます。

それに関連しまして第3章ですけども、住民主権について住民の付託は参政権によってのみされるものではないのではないかと。参政権が無いからといって、外国籍住民を排除してはならない。市民権としても良いのではないかと。または、第2章で外国籍住民を含めた形で市民を定義し、第3章の住民主権の項目を削除しても良いのではないかとということでもあります。次に役割分担と協働についてですが、第2章で協働を定義していますが、第3章の“相互の連携・協働”と意味が重複するのではないかとということです。次に多様化の尊重についてですが“公共的な活動に

よる差別”という言葉がありますが、具体的にどういったものかイメージが沸きにくかったということであげております。性別・社会的地位・人種・出自のみならず、年齢や宗教・病気や障害の有無などについても挙げてこなくてはいけないのではないかと意見が出ました。“環境的多様性”という言葉がありますが、自然環境を意味するのか社会環境や経済環境等も含むのかという意見がありました。

第5章ですが知る権利について、知る権利を有するものは市民及び事業者等としているが、市情報公開条例では知る権利を有するものは“何人も”としていることから、整合性を取る必要があるのではないかという話がありました。次にまちづくりへの関与について“市から求められたときには原則として応じる義務を負う”とするのはあまりにも強すぎるのではないか、市に求める権利を有する程度でよいのではないか。次に市民投票についてですが、発議権者と発議要件・投票権者を明確にしておく必要があるのではないか。また常設型市民投票条例の制定に向け、基本条例で担保しておけないかというような方もおられました。

次に第6章ですけども、都市経営の原則について政策形成過程における市民参加は良いが、予算編成過程における公開と市民参加は地域エゴが出る恐れがあり、混乱の元にならないかというご意見もありました。倫理規範の確立についてですが、不当要求の排除のため告発の規定を盛り込んでどうかとのことでした。

第8章ですが、地域審議会についてですが、ここで合併特例法に基づく地域審議会をさすのであれば規定すべきでない。合併協議会では市の一体性確保のため設置することは否定されている。地域審議会を設置しないとこととし、その代わりに市民自治センターを各庁舎に設置し、センターにある程度の裁量が認められている。その点についてご意見がございました。

最後に第12章条例の改廃についてですが、簡易な改正・文言の改正等のできた場合にも市民投票の対象とするのか議論が必要ではないかということです。

以上です。

(富野教授) 随分色んな目線で見えてご提案があったと思います。まず住民と市民の定義についてですけども、確かに法との整合性も意識してつくってききましたので、このあたりは皆さんでどうするかということも議論していただきたいと思います。特に住民主権とかいうことがあったものですから入れているわけです。このご提案では、逆に住民主権そのものを当然のことだから無くしては、というご意見であったと私は思っているので、これはそういうことも可能性もありますから議論をしていただきたいと思います。それから確かに役割分担と協働については、協力という表現は間違いです。それから多様性の尊重についてはそうです、実は外国人ということ意識して入れたかったんで、本当は人権規定なんですね。ですから人権ということで、一般的に外国人が入ってこない、逆に意識されないで終わってしまうので、わざわざ人種という言葉で外国人を意識して入れたもんですから、これは“等”という形

でおくのか、人権規定一般に書き換えるのか、あるいは是非をちゃんとやるかという可能性があると思うんですね。

それから第5章については、条例によってもちょっと違うと思いますが、こういう問題はあると思います。ということで情報の共有と管理といわれる部分にまとめて、各章の分をまとめたうえでこういう表現を使った方がいいように思いますね。それからこれは義務ではないんですね、確かに。まちづくりへの関与については義務ではないんですね、表現あるいは入れるかどうかについては議論して下さい。それから市民投票については、表現をどの程度硬い形にするかと、それでできるだけ早く制度化に向けて具体的に議論するのか、あるいはどこまで内容あるいは形について明確にするかという議論を現段階で我々どこまで想定しているのかを含めて、全体としてどのあたりにレベルをおくのか議論に入っただけであればいいかなと思います。

それから予算編成過程における公開と市民参加は、これは一人一人がということよりも、公開は勿論公開ですけれども、市民参加の部分について今までやられている方法は市民の委員会をつくってその中で市民の皆さんに議論をしていただいて、それでまとまった意見を入れさせていただくということが多いんですね。それから倫理規範の確立で告発の規定については、正にどうするかですが、違法行為については告発できることがあるわけですからその辺を入れていく可能性があるんじゃないか。

あと地域審議会については合併協議会のところで審議されてきたんで、そういうことであれば別の表現を取りますし、合併協議会の内容を否定してこういう風につくっていくわけにはいかないということが当然だと思いますんで、それは私の認識不足であります。

それから条例の改廃で簡易な改正を書き込むのかどうかなんですけども、簡易な改正については書き込まなくても当然のことながらあり得るという解釈もあるんですね、ですから解釈運用のところをそこを書き込むのかあるいは条例の本文に書き込むのかということがありますので、それは選択の問題という気がしますね。

各班大事な議論をしていただいて、ありがとうございました。これをまとめて行くわけなんですけども、時間的にちょっときついので今回では無理ですね。かなり重要なご指摘がありましたし、どうしましょうかね。ご提案ですが、折角前文が出たので、ここで各章立てについての議論は大体でしたので、そういうことを踏まえて前文を残りの時間で議論していただいて前文を確定していきたいと思うんですね。前文が確定するとこのまちの方針のビジョンの部分が明確になってくるわけですから、もう一回それを踏まえて今出てきたことをまとめていくという形でどうでしょうか。ではそういうことで、前文について議論をお願いしたいと思います。会長さん、起草委員会の方で議論をしていただいているので、どういう議論をした

のか、内容を含めまして少し説明して頂けるとありがたいのですが。

(会長) 起草委員会で前文を、ここに書いてあるとおりまとめていただきました。起草委員会では4つの項目でまとめていこうというような話し合いであったと思います。一つは地域資源これをどう捉えるか、市の地域資源をまず挙げる、そういうようなことでした。その中に挙がっていたことに、地域資源としては、この地域は東西文化の接点である、あるいは交通の要衝である、自然環境・水・湖に大変恵まれている地域である。そしてまた、非常に歴史的にも日本の大きな中心の歴史に、そういうものに深い関わりを持っている地域である。それから、生活に根付いた文化が培われていた地域であり、また地域の自助精神・助け合いといえますか、コミュニティがまだまだ息づいている地域である、そして地域の愛着・連帯感が非常に強い、そういう地域である。それから坂田郡の一体性の意識は強いところであり、その上に立ってそういう地域の特性というものも強い地域である。その根底に仏教というか仏教文化というのですかね、そういう連帯感がある地域である。仏教文化の繋がりがあり、宗教的な連帯感が強い地域である。このようなものが地域資源であろうというようなことです。それから資源としましては、自然環境・水・山・蛍・梅花藻・ハリヨその他、鴨もあるという話があったのですが、こういうものもある交通の要衝＝結び目である・結節点という話も出ていましたけど、有形・無形文化財が豊富なところであり、宿場を中心とした町並みが色濃く残っている。雪、これは資源といえるかどうか問題ですが、厄介者としての意識も強いのですが、雪も捉えようによっては資源です。それから水田・里山・山城、そしてそういう地域で生まれ育ってきた人々の忍耐力、そういう人的資源といえますか忍耐の強い人々ということであり、そういうものを資源として捉えたい。そして3つ目に目指すものとしては自主自立、この基本条例で目指すものは自主自立であり、都市経営であり、国際社会に開かれたまちにしていきたい。それから市民と市と事業者の協働、こういうものを目指していきたい。それから持続性・多様性、それからやはり生涯学習のまち、そういうものを目指していきたい。それから合併してただ4つが合わさっただけで無しに、合併したことによって相乗効果というか新しいまちの発展を目指したい。その他環境の保全・経済産業の活性化・男女共同参画、こういうものがこの基本条例の目指すところである。4つ目に方法としまして、役割分担・協働・仕組みづくり・情報の共有、それから学びの場があってそこで議論できる場があるという、こういうようなことを前提にしましてこの前文をまとめさせていただきました。

・・・・前文案を朗読・・・・

このようにまとめさせていただきました、以上です。

(富野教授) 2つだけ説明させていただきたいのですが、1つはこういう条例の前文に基本的に今まで“合併”という言葉が入ったものはありません。多分これを入れるのは日本で初めてになると思うんですね。合併して新しいまちとして歩み出す時につ

くった条例であるという性格を、まちの将来に伝えておいた方がいいのではないかと
いう皆さんのご意見がありましたので、あえて“合併”ということをかなり大き
な要素として入れてあります。それから全体の長さで、あんまり長くても読みづら
いし短すぎると何言っているのか分からないので、これだけでもかなり抽象的な表
現になってしまっている部分もありますので。例えば最後の「私たち市民が自治・
自立の理念の下、いつまでもこのまちに安心して住み続けられることができるよ
う」という部分は持続可能なまちづくりのことを言っているわけなんですね。

これについて、そういうことで起草委員会の方で、かなり白熱した議論をしてい
ただいてまとめたものですが、いかかでしょうか。何かご意見等ありますか。

(市民) 大変ご苦労様でした。非常に上手くまとまっていると思うのですが、2,3点私
が気付いたことを申し上げます。一番初めに“伊吹・霊仙山系”と書いていますが、
山系と言うと伊吹・鈴鹿山系が正しいので、“伊吹山・霊仙”というようにした方
が良いのではないかと思います。それから天野川と書いていますが、天野川はそのと
おりですが、姉川が基礎となって天野川に注いでいる部分が沢山ありますからその
辺を考えていく必要があるのではないかとということ。それから伊吹・山東・米原・
近江と名前が出ていますが、古事記とか日本書紀に出てきている“坂田”という名
前は消えてしまっているのですね。だから“坂田郡四町が2005年に合併して生ま
れたまちです”とした方がむしろ深みがあるのではないかと思います。それから3
行目のところで“人々は自然と調和しながら”と書いてありますが“共生しながら”
とした方がよいのではないかと思います。後ろから4・5行目のところに“市民と
行政と事業者”という言い方が、通常の場合並ぶのなら“市民と事業者と行政”が
という方が素直にいくのではないかと。以上です。

(富野教授) ご指摘があったことはどうでしょうか。私は地理的なことは良く分からないので、
最初お話しになった霊仙と姉川の扱いと、合併したときの名前を謳うのか、このあ
たりについては皆さんの思いの部分ですのでどうでしょうか。

(市民) 私も今の意見に賛成です。昭和の合併の名前の伊吹・山東・米原・近江というよ
りも、坂田郡という表現のほうが良い。

(富野教授) “坂田”という表現の方がいいということですね。

(市民) 合併によって生まれたまちで、それが新たな活力となるという風な意味合いは分
かりまして、冒頭の合併と言うところは当然2005年に合併して生まれた市である
ということは押さえていかないとだめ、ただ今後50年という大きな節目の中で、
中段にでてくる合併によって生まれたまちであるからというのは果たしてどこま
での時代拘束が出来るのかなというところがひとつ疑問に思います。

(富野教授) それでは意見を先に出していただきましょう、他にどうでしょうか。

(市民) 最後の三行目のところで“全力を挙げて取り組んでいきたいと思います。”と言
う表現がありますが、“全力”を“総力”と言い換えた方がよいのではないかと思

います。

(市民) “人々は深い信仰を背景に強い一体感を育みながら”とありますが、前文の中で信仰を背景にというのはどうもピンとこないなと言う部分があるのですが。一体感は信仰の部分もあるでしょうけども、経済活動であるとかもそうですので、言い換えられないかなあと思うのですが。

(富野教授) この辺りは起草委員会で色々協議した中でかなり整理されたんですが、他にいかがでしょうか。一応今まで意見が出たことで少しまとめていきましょう。

まず一行目の“山系”のところと“坂田郡四町”というところで。まずは山のところはどうでしょうか、“霊仙山”にするのか“伊吹・鈴鹿山系と”するのかどちらかかなと思いますけど。

(市民) やっぱり先程言われたように、山系と言うよりは個別の山にした方がより大きく聞こえるように思います。

(富野教授) 起草委員会の方はどうですか。

(市民) 滋賀に冠たる伊吹山ということをお思いますと“伊吹山”の方が私は好きです。

(富野教授) では両方山をつけて“伊吹山・霊仙山”ということでもまとめましょうか。

それから姉川との関係のことですが・・・

(市民) 並列しても良いではないですか。

(富野教授) じゃあ“姉川・天野川”にするか“天野川・姉川”にするかで両方入れるのか、姉川でまとめてしまうのかですよね。

前文で単に抽象的に書くということだけじゃなくて、具体的に地名とかを入れるとリアリティがあって自分たちの心の故郷になっているこれがシンボルなんだという部分が明確になることはとてもいいことなんで、少し長くなっても入れておいた方が良いかもしれませんね。では“姉川・天野川”にしましょうか。

(市民) それで坂田についてなんですが、もともと坂田村は犬上県坂田村だった。もともと大きくいえば犬上県で、何度か分かれて坂田村になったんですね。

(富野教授) どうでしょうか。それでは“坂田郡四町が”ということにしましょう。

それから3行目の「人々は自然と調和しながら」の“調和”はやっぱりご意見のとおり“共生”でいいですか。

(市民) “共生”の方がいいです。

(富野教授) それからかなり大きな問題ですけども、5行目の“信仰”の問題ですけども、このあたりは・・・

(市民) 私は省いた方が良くと思いますね。

(市民) 私は起草委員会に出れていないのですが、“信仰”というのは果たしてこういうところに適当かということが・・・

(富野教授) それではこうなった経緯をまず起草委員会から説明いただけますでしょうか。

(会長) この地域ではですね、やはり仏教的な意識の高い、そういうものが市民の誇りが

など、仏教的な信仰心で繋がっているというところを出したんですが、今仰ったとおりそういう問題もあるなど。

(市民) 例えば、今日は雪ですが、この地域では“雪をくれやあたなあ”とか、子どもを産んだとは言わないですね、“もろた”とか“授かった”とかいいます。こういった方言は、宗教心、日本の中でここ独特のそのことが大切なんだと思います。“おこない”であるとか、浄土真宗の他力の教えから来ている言葉なんです。それが地域の中で息づいていっているのは事実なんです。その辺のことが、起草委員会が言いたかったことではないか。ここ特有のものでいいところですので、言葉を変えてもよいのですが、配慮した方がよいのではないかと思います。

(富野教授) 私はですね、これは歴史の部分なんです。歴史があって今の人々の生活の在り方に繋がっていますよと言う表現だったんで、今の信仰が核ということよりもこの地域が成り立つ部分でかなりそういうことが書いてあったんで、こういうことってすごく大事だなあって感じがしたんですけども。

(市民) 分かりますけれど、条例として出す限りはやっぱりあらゆる場面を想定しておかないといけなけないので、やっぱりこういう宗教的な意味合いのものは出来るだけ省いた方が賢明だと思うんですが、歴史的な背景とかは分かっておりますけども。

(富野教授) なんか別の表現があればいいんですけども。

(市民) 宗教表現とか宗教的な生業ありますけども、信仰なんて色んな宗教が想定できると思うんです。宗教と言うとまずいと思うんですけども、信仰であればちょっといいかな・・・

(富野教授) 特定の宗派とかそういうものではなくて、一種自然に対する接し方・人々の繋がりに対する在り方というところで、信仰というのは人々に影響しているかなというところなんです。

(市民) やっぱりこれは“風土”とか“繋がり”とかに置き換えた方が・・・

(富野教授) これは後に持っていきましょう、これは非常に大事なところですので。

中段の“合併によって”なんですけども、この部分をあえて入れるかどうかということなんです。いわゆる憲法的な条例でありますから、かなり長い間の理念を記述しているものですよ。それを合併でつくられたということ、このような形で改めて後世に伝えていくべきなのかというところなんです。ここに入れたのは後世まで伝えていくべきだと、生まれた時の精神を是非みんなに伝えていって欲しい、そういう思いで入っている部分なんです。これは、正に選択ですね。我々今つくったという気持ちを是非後世の人たちに共有して欲しいという風にやっているのか、やっぱりもう少しもっと普遍的なものだから抑え気味につくっていくのか、どちらでも良いと思います。皆さんの条例に対する思い入れ、あるいは次の世代や50年、100年後のまちに対する思い入れといったところが出てくるのかなと思いますが、これもちょっと後にしましょうか。

“市民と行政と事業者”の順番のところですが、“市民と事業者と行政”の順番にして、事業者に“等”を入れます。それから“全力”は“総力”に、正にそのとおりです。

(市民) それと質問したいんですけど、“モノ”をカタカナで使っているのは何か意味があるんですか。

(富野教授) 使い方としてよくこういう使い方をします。単に物と違って、もう少し抽象化された物質的なものという意味で使う場合は結構カタカナで使う場合が多いんですが、それを踏襲しているだけなんです。

では2点については、今これからいきなり結論をだしてしまうのは乱暴かもしれないので、信仰の取り扱いの部分と合併のことをどこまで書き込むかの部分ですけども、これはもう一度皆さんに持ち帰っていただいて時間をかけてこの部分に絞って結論をだしていただきたいと思います。

それではこれで終了させていただきます、次回もよろしくお願いいたします。